

「経営者のための情報Note」 Vol. 112

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note フィロソフィ ノート	<今月のタイトル> 『最低絶対基本線』を慣性とする(その1)				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B	 Medical Note メディカル ノート	<今月のタイトル> かかりつけ医機能等の在り方について、 議論開始				
			<input type="radio"/>			
C	 Dental Note デンタル ノート	<今月のタイトル> 人生100年時代を生き残るために				
				<input type="radio"/>		
D	 Welfare Note ウェルフェア ノート	<今月のタイトル> 社福版連携法人制度も視野に入れた 検討が開始 他				
					<input type="radio"/>	
E	 Environment Note 環境 ノート	<今月のタイトル> 甲武信「エコパーク」登録へ				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
F	 Topics Note トピックス ノート	<今月のタイトル> 大量廃棄 見直し機運				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



『最低絶対基本線』を慣性とする（その1）^{ならいせい}

杉田 圭三

■『最低絶対基本線』とは

『最低絶対基本線』とは、元神戸大学教授の森信三先生の教で「時を守る／場を清める／礼を正す」ことを必ず守ることが重要だとしています。必ずとは、例外を許さないことを意味し、この三つの目標を徹底して実践することによって、衰退化した「団体の再生」「企業の立て直し」などが可能になると説いているのです。

何故、そのようなことが可能になるのでしょうか。その理由は、この三つの実践目標の行為の根本には、共通する人間としての基本の考え方、つまり「時を守る／場を清める／礼を正す」ことに人間としての本質的な行為の意味を〔自己覚知〕させる要素を包含しているからなのです。

従って、私達は、この現実を深く認識し、『最低絶対基本線』を必ず守る必要があるのです。しかし、この日常の事は、一見簡単なことのようにですが、実行はなかなか出来ないものなのです。そこで敢えて、具体的な行動と本質的な行動の意味の関係性を認識する必要があります。

それは、〈時を守る〉とは、「時は“いのち”を根本認識とする」ことであり、事業者には人・物・金・情報などの経営資源が持つ“いのち”を最適に活かす使命が課されています。〈場を清める〉とは、「思い遣りの心をカタチにする」ことであり、工場や事務所などを清掃し、機械や備品などを手入れし、使わせて頂けることに感謝し、思い遣りの心を持って大切に扱う事が必要なことなのです。〈礼を正す〉とは、「感謝の気持ちを行為で伝える」ことであり、自分を生存させてくれている大自然に、食物に、そして支えてくれている人々に感謝の気持ちを行為にして伝えることが大事なのです。

■「慣性とする」意味について

中国最古の經典の一つ書経では、習慣はついには第二の性質になることを「慣性と成る」と教えています。その教えを受け私達は、「慣性とする」ように、より積極的な意思を持った行為にし、三つの実践目標を習慣として持続することによって、持って生まれた気質の他に今一つの性質が得られるというものです。それも善き習慣によって善き気質をプラスにすることが可能になるのです。従って、その事を具現するために、その行為の意味するところを深く認識し、行為でカタチにする必要があるのです。

その事を教えてくれる出来事がありました。それは、2011年3月11日に発生した東日本大震災の広告規制の中で頻りにテレビ放映された公共広告機構 AC ジャパンの映像です。

内容は「車中で妊婦さんに席を譲る女性、荷物を持ち階段を昇るお年寄を介助する学生」のシーンに合わせ流れる宮澤章二さんの『行為の意味』により抜粋した次のナレーションです。

「ころ」はだれにも見えないけれど「ころづかい」は見える

「思い」は見えないけれど「思いやり」はだれにも見える

見えない「ころ」の中を、席を譲るといふ行為「ころづかい」で見えるようにし、また、「思い」を、お年寄を介助するといふ行為「思いやり」で見えるようにしました。

同様に私達は『最低絶対基本線』の「時を守る／場を清める／礼を正す」ことの意義・目的を明確にした上で、見えないものが見えるようにする行為に変換し実践する必要があります。その実践の継続こそが、「慣性とする」ことになるのです。



かかりつけ医機能等の在り方について、議論開始

《厚生労働省、2020年度診療報酬改定情報》

厚生労働省は5月15日、中央社会保険医療協議会総会（以下、総会）を開催し、次期診療報酬改定に向け、患者・国民に身近な医療の在り方についての議論をスタートした。この日、厚労省が提示したテーマは、①患者・国民から見た医療について、②かかりつけ医機能等の在り方について、③患者にとって必要な情報提供や相談支援の在り方について——の3項目。

中でも、「患者・国民から見た医療」では、現況として、▼わが国の医療の状況に対する全体的な満足度は複数の調査において、経年的に上昇傾向、▼国民1人当たりの医療費負担について、「重いと感じる」「やや重いと感じる」人が約7割を占め、医療費負担の重さを感じる点については、「保険料」が約6割と最も多い、▼外来の受診回数については、乳幼児期から年齢が上がるにつれて減少傾向となり、20-24歳で最小となった後、増加傾向となり、80-84歳で最大となる、▼紹介状なしで外来受診する患者の割合については、全体的に減少傾向であり、特に2018年度改定より定額負担の仕組みの対象となった病院において、大きく減少、▼初診患者における定額負担の仕組み対象病院を受診した理由については、「どの診療科に行けばいいかわからないが、この病院は診療科の種類が多く、様々な病気に対応してくれるから」との回答割合が最も高かった——等を紹介。

紹介状なしでの外来受診の定額負担は、初診患者を診療所や中小病院といった「かかりつけ医機能」を担う医療機関に誘導するための措置であるが、2018年度検証調査におけるかかりつけ医機能について、患者及び施設の認識は、▼かかりつけ医を決めているのは、初診患者の5～6割、再診患者の9割、▼患者がかかりつけ医に求める役割のうち多いのは「どんな病気でもまずは相談に乗ってくれる」、次いで「必要時に専門医、専門医療機関に紹介してくれる」、▼施設が有すると考えているかかりつけ医機能のうち多いのは「必要時に専門医、専門医療機関に紹介する」、次いで「要介護認定に関する主治医意見書を作成する」「生活習慣病の予防を含めた健康な生活のための助言や指導を行う」——であった。総会では、健康保険組合連合会の調査結果も紹介（n=2,000人）。日頃から決まって診察を受ける医師・医療機関の有無について、「病気になるといつも相談し、診察を受ける医師がいる」と答えた人は回答者の約3割を占める一方で、「日頃から決まって診察を受ける医師・医療機関はない」人も約3割を占めていた。

かかりつけ医機能に係る診療報酬を届け出ている医療機関において、専門医療機関への受診の要否の判断等を含めた、初診時における診療機能を評価する観点から、2018年度診療報酬改定で、初診料などへの加算として「機能強化加算」が創設（算定要件に地域包括診療加算や地域包括診療料、在宅時医学総合管理料等を要届出）された他、地域包括診療料や地域包括診療加算の医師配置基準の緩和等がなされた。しかしながら、地域包括診療料は、病院・診療所共に届出医療機関数及び算定回数が増加傾向になる一方で、地域包括診療加算の届出医療機関数及び算定回数は減少傾向～横ばいで推移している。

このような現況を踏まえ、厚労省は、今後の論点として、▼医療機関の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、紹介状なしの大病院受診時の定額負担の在り方、▼医療機関間の適切な役割分担を図るため、患者・国民が求める役割等を踏まえたかかりつけ医機能の在り方、▼かかりつけ医機能の評価について、これまでの診療報酬改定における対応を踏まえた専門医や他職種との連携等——等に対する考え方を検討していくことを提示した。

次期診療報酬改定に向けた中医協での議論は、前回までに、年代別の課題を取り上げ、今回より「昨今の医療と関連性の高いテーマ」について議題を整理している。予定では、この先、▼働き方改革と医療の在り方、▼今後の地域づくり・街づくりにおける医療の在り方、▼新たなエビデンスやICT技術を踏まえた医療の在り方、▼介護・障害者福祉サービス等と医療の連携、▼医薬品・医療機器等の適正な利用の在り方——等を取り上げる。



Dental Note

人生 100 年時代を生き残るために

■労働者と診療所側の対応

人生 100 年時代という言葉を目にしたことがある人は多いのではないのでしょうか。厚生労働省の平成 28 年国民生活基礎調査によると、健康上の理由で制限されることなく日常生活を送れる期間を示す健康寿命は、男性では 72.14 歳、女性では 74.79 歳となっており、今後ますます伸びていくことが予想されます。歯科診療所の先生方も、歯の治療のみならず、口腔、咀嚼機能の改善から QOL の向上、ひいては健康寿命の延伸に大きく寄与しているところだと思います。

しかしながら、制度的な部分で申し上げますと、企業側、診療所側（雇い入れる側）の多くが 60 歳で定年、継続雇用でも 65 歳までの雇用保障で打ち止めと、まだ働ける人材を生かす仕組みが追い付いていないのが現状です。

それに対して、財務省の財政制度等審議会では後期高齢者の窓口負担を 2 割に引き上げることが議論されています。また、先日の日本経済新聞に、厚生年金の加入期間を 75 歳まで引き上げること検討しているという記事が掲載されました。もし実現すれば、一定以上の収入がある 70 歳以上の方は保険料の支払いが義務付けられることとなります。「元気なお年寄り」の負担が増加することに伴い、生計を維持するために元気なうちは可能な限り働きたいという考えが出てくるのが予想されます。今後、現役世代は高齢期を見据えて「現役世代を長くする」「資産運用で老後資金を作る」といったことを考えなければならないのと同時に、受け皿である診療所側も、まだ働きたい職員に対しての雇用管理、報酬や評価といった整備を検討する必要があるでしょう。

■これからの働き方

今日、よい大学を卒業して、優良な企業へ就職し、そのまま骨を埋めるといった従来の人生モデルはもはや通用しなくなってきています。特定の企業や団体に所属しないフリーランスや、様々な仕事や活動を並行して行うポートフォリオワーカーは今日ではさほど珍しいライフデザインではありません。リカレント教育（一度社会に出た後に大学院や専門学校で必要なスキルを習得する）という選択をする方もいるかもしれません。これらの方を支援する仕組みの 1 つである一般教育訓練給付金も、平成 30 年 1 月の改正で給付金の増額、支給対象者の範囲拡大があったことに加えて、さらなる制度拡充について議論されています。今後は、労働環境の良し悪しに関わらず、学び直しのために今の職場を離れる選択をするスタッフが増えて来る可能性があります。

高齢者の働き方が変容していくだけでなく、現役世代の雇用環境・働き方もまた多様化していくでしょう。

■時代の潮流に乗り遅れない

法改正や働き方のモデルについて考えることに加えて、今の業務、ひいては職業が今後残っているのかどうかについても考えるべきでしょう。昔は電話交換手という職業があったことや、ボウリングのピンを並べる仕事が仕事として成立していたことには驚きを禁じえません。これらはほんの一例ですが、この職業に就いた人は、その時その職業が今では影も形もないことなど予想できていなかったのではないのでしょうか。AI やロボット、ICT が台頭する時代になり、最終的に既存の業務の多くは代替されることとなります。平成 27 年 12 月に発表された、榊野村総合研究所と英オックスフォード大学准教授マイケル・A・オズボーン氏らの共同研究である国内 601 種類の職業のコンピュータ技術による代替確立試算は、多くの方がご覧になったのではないのでしょうか。その中では日本の労働人口の約 49% が就いている職業が技術的に代替可能だとされています。歯科医師についてはむしろ代替可能性が低いとされていますが、今年 2 月には NTT ドコモと東北大学が、スマートフォンで撮影した歯ぐきの画像から歯周病の有無を判断する AI の共同研究を開始することを発表しました。CT スキャンで患者の口腔データを読み取り、3D プリンターで模型を作成する技術などは既に実用化されているところもあるようです。1 回の診療でインプラント義歯の作成から実装まで完了するといった世界が、今後訪れるかもしれません。歯科医師の代替可能性は低くても、歯科業界を取り巻く環境は大きく変化していくでしょう。

技術の進歩はもはや止まることはありません。労働に対しての世代間格差は今後さらに顕著になってくることと思われます。今後、経営者はイノベーターとなり、時代の潮流に乗り遅れないよう周りの情報を察知し、それに対応していく能力が今まで以上に大事になってくるのではないのでしょうか。





社福版連携法人制度も視野に入れた検討が開始 ～厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」

厚生労働省は4月19日、社会福祉法人の事業展開等に関する検討会（座長＝田中滋・埼玉県立大理事長）の初会合を開催した。同検討会では、社会福祉法人の合併による大規模化や、複数法人による事業の協働化、社会福祉法人が主体となる地域医療連携推進法人のような連携法人制度の創設も視野に入れた議論を進め、6月には論点を整理する方針。

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化など、社会構造の変化に伴って福祉ニーズが多様化・複雑化するなか、社会福祉法人には、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズへの対応、さらには地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現などに向けたサービス提供が求められている。こうしたニーズに対応していくため、社会福祉法人は2016年の社会福祉法改正によって経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などの改革を行ってきたものの、生産年齢人口は25年以降さらに減少していくため、40年に向けて人手不足が深刻化する恐れがある。

厚生労働省は、こうした現状認識を踏まえたうえで、人手不足や地域の多様な福祉ニーズに対応するためには、社会福祉法人の経営の協働化や大規模化が有効とし、それらを進めやすいよう、▽希望法人向けのガイドラインの策定、▽希望法人向けのマッチング支援の拡充、▽会計専門家による検討会、▽地域医療連携推進法人のような社会福祉法人が主体となった連携法人制度——などの検討を同検討会に促した。

なお、厚生労働省によると、社会福祉法人は2017年度時点で全国に2万838あり、多少鈍化しているものの、年間170程度のペースで増えているという。都道府県別では、大阪府（1191）が最も多く、次いで福岡県（1152）、東京都（1069）と続いている。

一方、サービス活動収益は平均年約5億円であったが、4割以上は2億円未満。合併認可件数は年10～20件程度で、その理由（重複回答可）は「業績不振法人の救済（84.6%）」「人的資源の効率化、合理化（46.2%）」「財務資源の効率化、合理化（38.5%）」「役員の後継者不足（19.2%）」となっていた。

在宅医療の普及・啓発に向けたリーフレットを作成

～厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省は4月18日、在宅医療に関する普及・啓発リーフレットを作成し、各都道府県関係者や団体等に、広報誌等で活用するよう依頼した。リーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードすることが可能

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061944.html>)。



Environment Note

甲武信「エコパーク」登録へ

■ユネスコ勧告 秩父含む19万ヘクタール

文部科学省は17日、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の諮問委員会が埼玉、東京、山梨、長野の4都県にまたがる日本百名山の一つ甲武信ヶ岳（こぶしがたけ）（2475メートル）周辺地域を生物圏保存地域「エコパーク」に登録するよう勧告したと発表した。勧告は尊重されるのが通例で、6月17～21日にパリで開かれる国際会合で登録が正式決定する見通し。勧告通り登録されれば、国内のエコパークは計10地域となる。

名称は「甲武信ユネスコエコパーク」となる見込み。登録対象は2千メートル級の山が連なる山岳地帯から秩父市や山梨県甲州市の市街地までを含む約19万ヘクタール。中心地域は秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。

勧告は、この地域が荒川や多摩川など主要な河川の水源域になっていると強調。絶滅危惧種のチョウなど多くの希少な生き物がすみ、木材や果樹、高原野菜の生産地でもあることや、生物多様性の保全に向けた研究活動も評価した。

同地域のエコパーク認定を巡っては、ユネスコ国内委員会が2018年3月に推薦を決定した。

国内のユネスコエコパークは、只見（福島県）や白山（富山、石川、福井、岐阜4県）、綾（宮崎県）など9地域が登録されている。

■「日頃の生活が評価」地元関係者、喜びの声

登録対象となる秩父市や小鹿野町の地元関係者からは「非常にうれしい」などと喜びの声が聞かれた。

秩父市の久喜邦康市長は「甲武信源流サミットなどをはじめとする関係する皆さまの活動の成果や市民の皆さまに長年培われた『自然とともに生きる』という日頃の生活が評価されたものと、非常にうれしく思っている」とコメントした。

小鹿野町の森真太郎町長も「非常にうれしい。荒川の水源地で、豊かな自然を守ることにつながる」と喜ぶ。町はクライミングによるまちおこしを推進し、町内の旧県山西省友好記念館「神怡（しんい）館」をボルダリング施設へ改修する計画も進める。

甲武信ヶ岳の山頂付近にある山小屋「甲武信小屋」を営む山中徳治さん（69）は旧大滝村（現秩父市）出身で、30年以上にわたって甲武信小屋に携わってきた。山中さんは「去年はお客さんの数も少なかった。山小屋の運営はある程度のお客さんが必要なので、今年は増えてくれれば」と期待していた。（桜井和憲）

■大変うれしく思う 上田清司知事の話

日本百名山にも数えられ、本県を代表する名峰である甲武信ヶ岳や雲取山を含む「甲武信」が国際的な見地からも高く評価していただけたことを、大変うれしく思います。地元の皆さまをはじめ、これまで応援して下さった全ての方々のご支援、ご協力のたまものであり、厚く御礼申し上げます。6月の正式決定において、埼玉初のユネスコエコパーク登録が実現するよう期待しております。登録後には、ユネスコエコパークの理念である環境の保全と地域資源の持続可能な活用を図るため、引き続き国や関係都県、市町村とともに全力で取り組んでまいります。

※エコパーク

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の自然保護事業の一つ。手つかずの自然の厳格な保護を目的とする世界自然遺産と異なり、自然と人間社会の共生を目指す。長期的に自然環境を保全する「核心地域」、核心地域を保護しつつエコツーリズムなどに利用する「緩衝地域」、人が暮らし自然と調和した発展を目指す「移行地域」で構成する。登録総数は122カ国の686地域（2018年7月時点）。





Topics Note

大量廃棄 見直し機運 ～食品ロス削減～

■家庭、外食業界の協力鍵に

まだ食べられる食品が大量に廃棄される社会の見直し機運が高まってきた。政府が旗を振る「食品ロス」削減にコンビニが呼応。消費期限の近づいた弁当などを実質値引きし、売れ残り品の廃棄を減らす取り組みが本格化する。日本の年間廃棄量は600万トン台で高止まりしており、実効性ある削減には改善余地の大きい家庭や外食業界の協力が不可欠となる。

■異例の要請

「恵方巻は需要に見合った販売を」。今年1月、節分商戦を前に農林水産省がスーパーなどの小売団体に異例の要請を行った。大量廃棄の画像がツイッターなどで昨年出回り、問題視されたことを受けた対応だった。定価販売の見直しに慎重だったセブン-イレブンやローソンが相次ぎ値引き販売にかじを切ったのも、こうした批判が背景にある。

食品ロス削減は外食業界でも進む。ファミリーレストラン「ガスト」などを展開するすかいらーくホールディングスは、食べきれなかった分のお持ち帰り容器を用意。プリンスホテル（東京）は長野県軽井沢町のホテルで5月下旬から9分割に仕切りの入った皿を食べ放題のビュッフェ用に導入する。利用客に適量の盛り付けを促す効果が期待されるからだ。

容器や包装を工夫して鮮度を長持ちさせる食品会社、宴会での食べ残しをなくすため「食べきりタイム」の設定を呼び掛ける自治体など、呼応する動きも徐々に目につくようになってきた。

■過剰と不足

日本の食品ロスは2016年度の推計で643万トン。コンビニやスーパーの大量廃棄がやり玉に挙げられがちだが、小売業は66万トンと全体の1割程度にすぎない。製造業は137万トン、外食は133万トンと上回り、家庭部門は食べ残しを主因に291万トンと4割超を占めている。

食品ロスは国内課題にとどまらず、国際的な環境や貧困問題ともつながっている。過剰な食品生産や食料の焼却処理はエネルギーを消費し、二酸化炭素（CO₂）を排出する。世界の食料廃棄が年間13億トンに上る一方、8億人を超える人々が栄養不足に苦しむ矛盾も抱えている。問題解決の一助とするため食品ロス削減の国際世論は高まっており、新潟市で今月開催された20カ国・地域（G20）農相会合でも「流通の効率化が必要」との認識が閣僚宣言に盛り込まれた。

■客離れ警戒

日本では00年に食品リサイクル法が成立。食品廃棄を減らす機運が醸成され、食品メーカーと小売企業の間で、食品の製造から納品までの期間を厳しく縛る「3分の1ルール」と呼ばれる商習慣が見直されるなど、一定の進展もあった。

ただ外食の現場では、料理の盛り付けを少なくすれば客離れにつながるなどの警戒感などから、食品ロス削減の重要性は理解していても、サービスの抜本的な見直しに二の足を踏む向きも多い。ある関係者は「食事を残すかどうかは、お客さま次第だ」と漏らす。

30年度に00年度比で半減させる政府目標を掲げている家族分の廃棄量も、最近は逆に微増傾向だ。食品の鮮度にとりわけ敏感と評される日本の消費者が、食品ロス削減との兼ね合いで食習慣をどこまで見直すのか。一人一人の行動が問われていると言えそうだ。

